

次の問1～6について、正しいものには○を、誤っているものには×を[]に記入しなさい。

問1. 著作者とは、著作物を作った人である。[]

問2. 著作者人格権とは、著作者の名誉や感情などの気持ちを守る権利である。[]

問3. 70年前に作られた音楽なら自由に使ってよい。[]

問4. 自分が録画したテレビ番組を、友人にあげるためにDVDに複製することは私的使用目的の複製の範囲内である。
[]

問5. 著作隣接権とは、著作権に準じて、著作物の伝達に重要な役割を果たす「実演家」「出版社」「レコード製作者」「放送事業者」「有線放送事業者」に与えられる権利のことである。[]

問6. 著作権侵害を受けた場合、著作権者は侵害者に対して侵害をやめるよう請求することができる。[]

次の問7～10について、正しいものをア～エの中から選びなさい。

問7. 著作物に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。[]

- ア 「著作物」は思想または感情を創作的に表現したものである。
- イ 「著作物」には富士山の標高や日本の面積などの単なるデータが含まれる。
- ウ 「著作物」には頭の中で考えているアイデアが含まれる。
- エ 「著作物」であればいかなるものも著作権の保護がおよぶ。

問8. 著作権の権利制限規定に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。[]

- ア 自社の社長がインタビューされた新聞記事を社員がコピーして社内で配布することは、著作権者の許諾なく行っても著作権侵害にならない。
- イ 自分で使うためであっても、違法にアップロードされている音楽や映像をダウンロードすると、著作権侵害になることがある。
- ウ 公立図書館の司書に頼んで、図書館の本の1ページの半分をコピーしてもらうことは、研究目的に必要なものであっても著作権侵害となる。
- エ 企業研修の場合も教育にあたるので、その研修で使うためにテレビCMをコピーすることは著作権者の許諾なく行っても著作権侵害にならない。

問9. 著作隣接権に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。[]

- ア オーケストラの指揮者は、楽器を演奏していないので、実演家ではない。
- イ 著作隣接権の保護期間は、実演したり、録音したりした時点から始まって30年間である。
- ウ プロデビューしていないピアニストであっても、音楽を演奏すれば、著作隣接権が認められる。
- エ 鳥や虫の鳴き声を録音しても、著作物を録音したわけではないので、著作隣接権は認められない。

問10. 自分の姿を勝手に写真に撮られ、インターネットにアップロードされた場合、どの権利に基づいて、侵害を主張できるか。[]

- ア 著作権
- イ 著作者人格権
- ウ 肖像権
- エ 著作隣接権

問1. [正答]○

[解説]著作物を作った人は「著作者」として著作権を持つ。なお、著作権法には、職務著作という規定があり、会社などの法人も著作者として著作権を持つことがある。

問2. [正答]○

[解説]著作者人格権とは、著作者の名誉や感情などの気持ちを守るために認められている権利である。

問3. [正答]×

[解説]著作権には保護期間があり、著作者が著作物を創作したときから、著作者の生存中と死後70年間保護される。70年前に作られた作品は著作権の保護期間内のため、著作権者の許諾を得ないと使えない。

問4. [正答]×

[解説]自分がテレビ番組を録画するのは、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することになり、私的使用のための複製の範囲内である。ただし、その録画したテレビ番組(複製物)を友人にあげるためにさらに複製することは、私的使用目的の複製の範囲外となる。

問5. [正答]×

[解説]著作隣接権は、著作権に準じて、著作物の伝達に重要な役割を果たす「実演家」「レコード製作者」「放送事業者」「有線放送事業者」に与えられる権利である。「出版社」には著作隣接権は与えられない。

問6. [正答]○

[解説]著作権侵害を受けた場合、著作権者は侵害者に対して侵害をやめるよう請求することができる(差止請求)。

問7. [正答]ア

[解説]

ア 著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものである。

イ 単なるデータは「思想または感情」を表現したものではないので、著作物には含まれない。

ウ 頭の中で考えているアイデアは表現したものとはいえないので、著作物には含まれない。

エ 著作物は著作権で保護される。ただし、著作物であっても、保護期間の切れているものや、権利の対象とならないもの(法律・判決など)は、著作権で保護されない。

問8. [正答]イ

[解説]

ア 会社など組織内で複製を行う場合は、「私的使用目的の複製」にはならないため、著作権侵害となる。

イ 自分で使うためであっても、インターネットに違法にアップロードされているものとわかっていながら音楽や映像をダウンロードする行為は、「私的使用目的の複製」の範囲外となり著作権侵害となる。

ウ 公立図書館で、図書館の司書に著作物の「一部分」を研究目的でコピーしてもらう場合は、著作権侵害にはならない。

エ 教育機関の授業で使うために、先生や学生・生徒が著作物を複製する場合、著作権者の許諾は不要であり、

著作権侵害にはならない。しかし、企業研修は「教育機関の授業」にあたらなため、著作権侵害となる。なお、引用にあたる場合は、著作権者の許諾は不要となる。

問9. [正答]ウ

[解説]

ア 実演家には、歌手や演奏家、俳優など著作物を演じる者が該当する。オーケストラの指揮者は演奏はしていないが実演家に含まれる。

イ 著作隣接権の保護期間は、実演したり、録音したりした時点から70年間である。なお、放送したり、有線放送したりした時点から50年間である。

ウ 実演家には著作物を演じる者が該当するが、プロであるかどうかは関係ない。

エ 鳥や虫の鳴き声など、音を録音(固定)した人にはレコード製作者として著作隣接権が認められる。なお、固定した音が著作物でなくても著作隣接権は発生する。

問10. [正答]ウ

[解説]肖像権とは、無断で写真を撮られたり、撮られた写真を無断で公表されたりしない権利である。

以上